

準備書と評価書の比較図表



図 2-3.2 完成イメージ



図 2-3.2 完成イメージ

表2-3.3 計画ごみ質

項目	単位	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
水分	%	49.5	45.0	37.7
可燃物	%	46.3	50.6	56.9
灰分	%	4.2	4.4	5.4
計	%	100.0	100.0	100.0
低位発熱量	kJ/kg	6,500	9,900	13,200
	kcal/kg	1,550	2,350	3,160
単位体積重量	kg/m ³	—	175	—

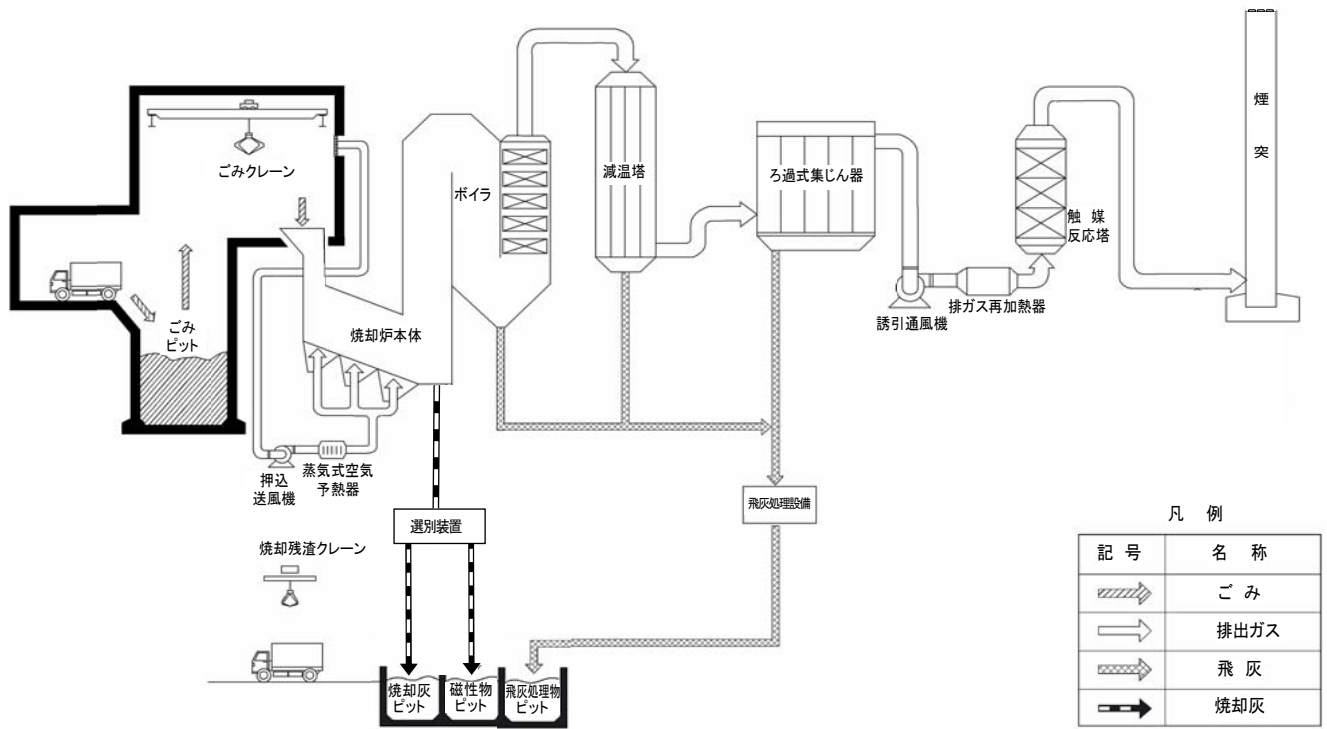
注) 船橋市南部清掃工場施設整備基本計画策定時(平成23年度)に当時の南部清掃工場のごみ質を基本とし、平成24年度より実施したペットボトル分別の施策内容を考慮の上設定した。

表2-3.3 計画ごみ質

項目	単位	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
水分	%	49.5	45.0	37.7
可燃物	%	46.3	50.6	56.9
灰分	%	4.2	4.4	5.4
計	%	100.0	100.0	100.0
低位発熱量	kJ/kg	6,500	9,900	13,200
	kcal/kg	1,550	2,350	3,160
単位体積重量	kg/m ³	—	175	—

注) 船橋市南部清掃工場施設整備基本計画策定時(平成23年度)に当時の南部清掃工場のごみ質を基本とし、平成24年度より実施したペットボトル分別の施策内容を考慮の上設定した。計画ごみ質の設定方法については、資料編(資1-4頁)に示す。

<処理の流れ>



<配置イメージ>

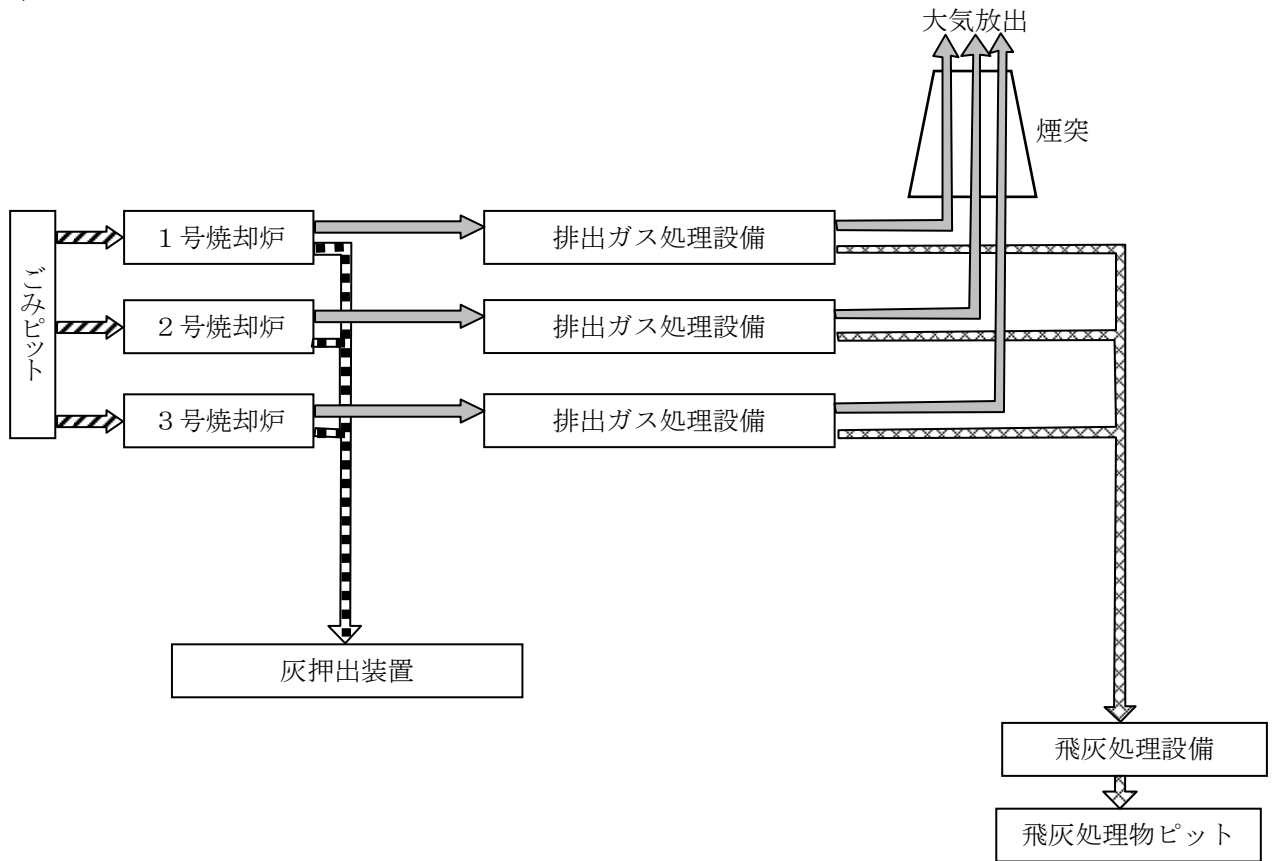
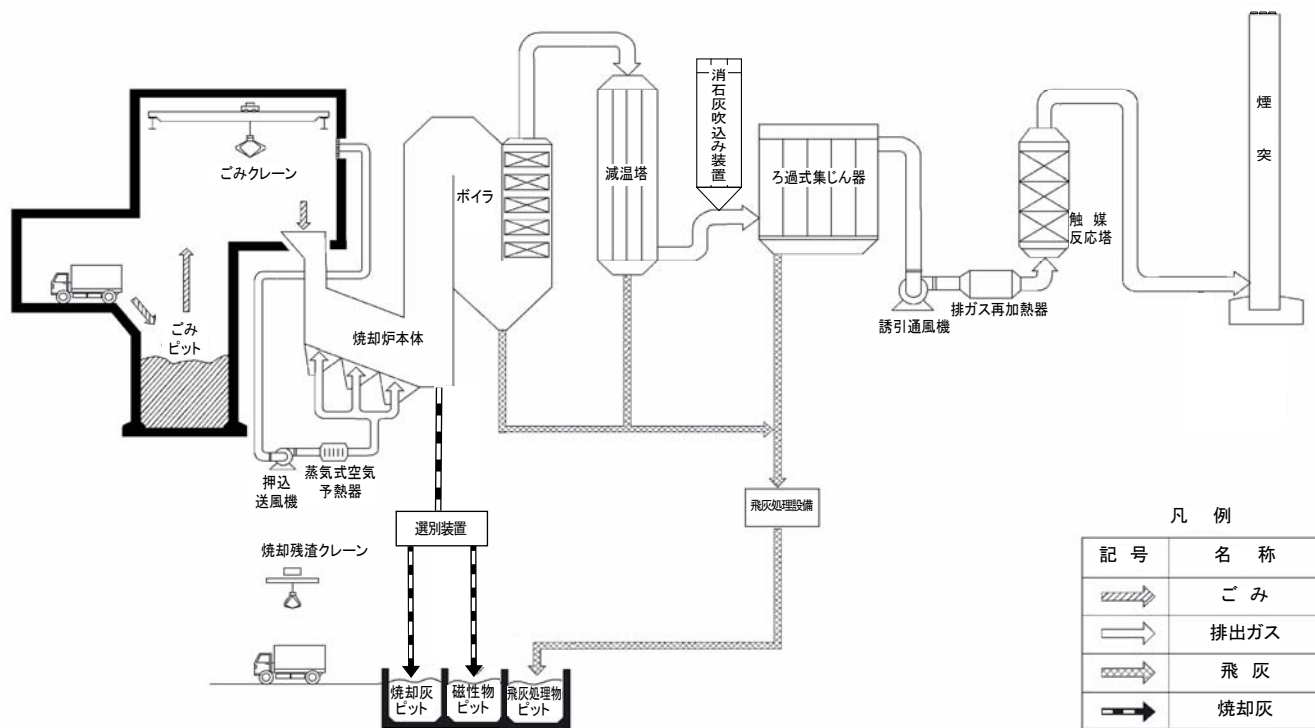


図 2-3.9 処理フロー

<処理の流れ>



<配置イメージ>

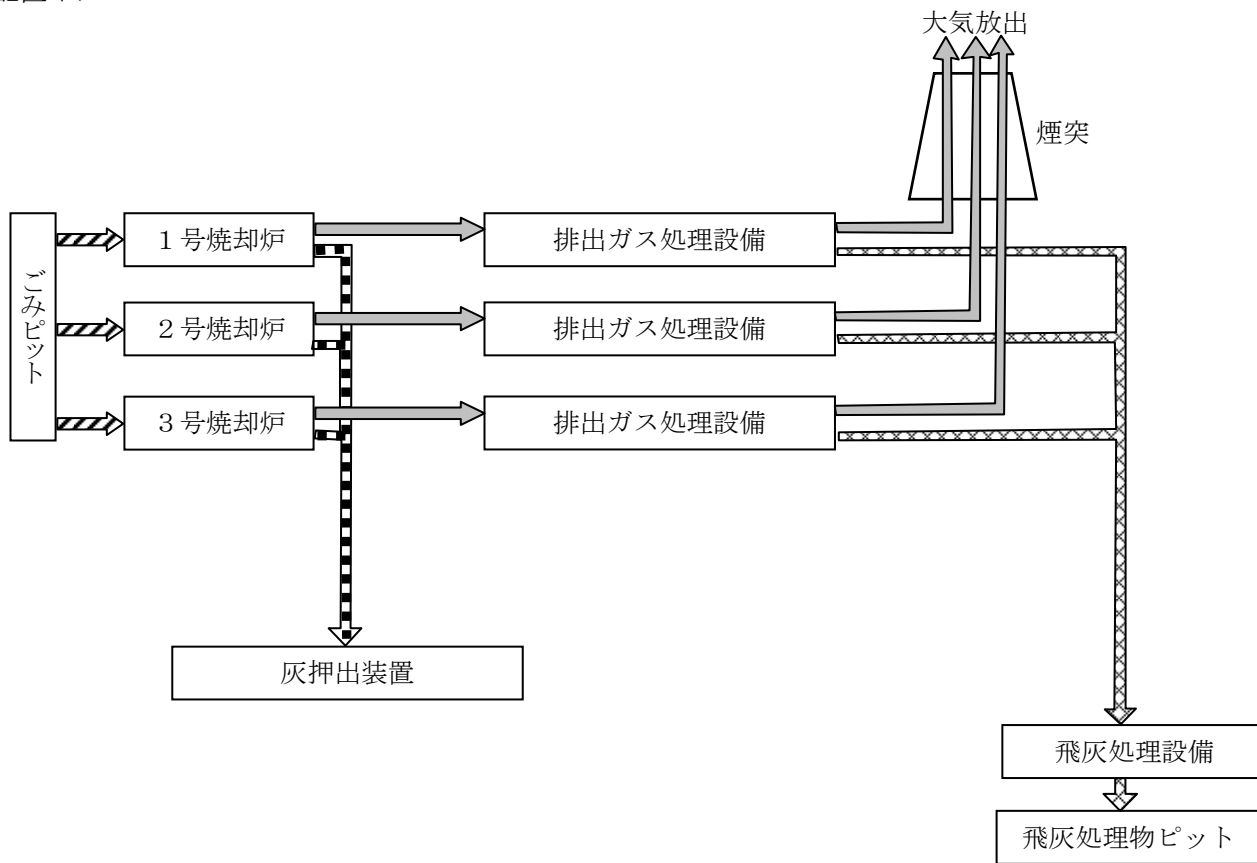


図 2-3.9 処理フロー

表 2-3.9(3) 公害防止に係る計画目標値（騒音、振動及び悪臭）

項 目		計画目標値	法、条例による規制値		根拠法令		
騒音	昼 間	70デシベル以下 ^{注)}	敷地境界	70デシベル以下	騒音規制法に基づく 規制基準		
	朝・夕	65デシベル以下 ^{注)}		65デシベル以下			
	夜 間	60デシベル以下 ^{注)}		60デシベル以下			
振動	昼 間	65デシベル以下 ^{注)}	敷地境界	65デシベル以下	船橋市環境保全条例に基づ く規制基準		
	夜 間	60デシベル以下 ^{注)}		60デシベル以下			
悪 臭	臭気濃度		1000 以下	排出口	2000 以下	千葉県「悪臭防止対策の指 針」に基づく指導目標値	
			15 以下	敷地境界	25 以下		
	特 定 悪 臭 物 質	アンモニア		1ppm 以下	敷地境界	1ppm 以下	悪臭防止法に基づく事業場 の敷地境界における規制基 準
		メチルメカプタン		0.002ppm 以下	敷地境界	0.002ppm 以下	
		硫化水素		0.02ppm 以下	敷地境界	0.02ppm 以下	
		硫化メチル		0.01ppm 以下	敷地境界	0.01ppm 以下	
		二硫化メチル		0.009ppm 以下	敷地境界	0.009ppm 以下	
		トリメチルアミン		0.005ppm 以下	敷地境界	0.005ppm 以下	
		アセトアルデヒド		0.05ppm 以下	敷地境界	0.05ppm 以下	
		プロピオンアルデヒド		0.05ppm 以下	敷地境界	0.05ppm 以下	
		ノルマルブチルアルデヒド		0.009ppm 以下	敷地境界	0.009ppm 以下	
		イソブチルアルデヒド		0.02ppm 以下	敷地境界	0.02ppm 以下	
		ノルマルヘキシルアルデヒド		0.009ppm 以下	敷地境界	0.009ppm 以下	
		イソヘキシルアルデヒド		0.003ppm 以下	敷地境界	0.003ppm 以下	
		イソブタノール		0.9ppm 以下	敷地境界	0.9ppm 以下	
		酢酸エチル		3ppm 以下	敷地境界	3ppm 以下	
		メチルイソブチルケトン		1ppm 以下	敷地境界	1ppm 以下	
		トルエン		10ppm 以下	敷地境界	10ppm 以下	
		スチレン		0.4ppm 以下	敷地境界	0.4ppm 以下	
		キシレン		1ppm 以下	敷地境界	1ppm 以下	
プロピオン酸		0.03ppm 以下	敷地境界	0.03ppm 以下			
ノルマル酪酸		0.001ppm 以下	敷地境界	0.001ppm 以下			
ノルマル吉草酸		0.0009ppm 以下	敷地境界	0.0009ppm 以下			
イソ吉草酸		0.001ppm 以下	敷地境界	0.001ppm 以下			

注) 騒音及び振動については、暗騒音が大きく方法書で記載の計画目標値（騒音で昼間：55デシベル以下、朝・夕：55デシベル以下、夜間：55デシベル以下、振動で昼間：55デシベル以下、夜間：55デシベル以下）の検証が難しいため、準備書において上記の計画目標値に修正した。なお、方法書で記載の計画目標値は、“本施設の整備にあたっての目標値”に設定する。

表2-3.9(3) 公害防止に係る計画目標値（騒音、振動及び悪臭）

項 目		計画目標値	法、条例による規制値		根拠法令		
騒音	昼 間	55デシベル以下	敷地境界	70デシベル以下	騒音規制法に基づく 規制基準		
	朝・夕	55デシベル以下		65デシベル以下			
	夜 間	55デシベル以下		60デシベル以下			
振動	昼 間	55デシベル以下	敷地境界	65デシベル以下	船橋市環境保全条例に基づ く規制基準		
	夜 間	55デシベル以下		60デシベル以下			
悪 臭 物 質	臭気濃度		1000 以下	排出口	2000 以下	千葉県「悪臭防止対策の指 針」に基づく指導目標値	
			15 以下	敷地境界	25 以下		
	特 定 悪 臭 物 質	アンモニア		1ppm 以下	敷地境界	1ppm 以下	悪臭防止法に基づく事業場 の敷地境界における規制基 準
		メチルメカプタン		0.002ppm 以下	敷地境界	0.002ppm 以下	
		硫化水素		0.02ppm 以下	敷地境界	0.02ppm 以下	
		硫化メチル		0.01ppm 以下	敷地境界	0.01ppm 以下	
		二硫化メチル		0.009ppm 以下	敷地境界	0.009ppm 以下	
		トリメチルアミン		0.005ppm 以下	敷地境界	0.005ppm 以下	
		アセトアルデヒド		0.05ppm 以下	敷地境界	0.05ppm 以下	
		プロピオンアルデヒド		0.05ppm 以下	敷地境界	0.05ppm 以下	
		ノルマルブチルアルデヒド		0.009ppm 以下	敷地境界	0.009ppm 以下	
		イソブチルアルデヒド		0.02ppm 以下	敷地境界	0.02ppm 以下	
		ノルマルヘキシルアルデヒド		0.009ppm 以下	敷地境界	0.009ppm 以下	
		イソヘキシルアルデヒド		0.003ppm 以下	敷地境界	0.003ppm 以下	
		イソブタノール		0.9ppm 以下	敷地境界	0.9ppm 以下	
		酢酸エチル		3ppm 以下	敷地境界	3ppm 以下	
		メチルイソブチルケトン		1ppm 以下	敷地境界	1ppm 以下	
		トルエン		10ppm 以下	敷地境界	10ppm 以下	
		スチレン		0.4ppm 以下	敷地境界	0.4ppm 以下	
		キシレン		1ppm 以下	敷地境界	1ppm 以下	
		プロピオン酸		0.03ppm 以下	敷地境界	0.03ppm 以下	
		ノルマル酪酸		0.001ppm 以下	敷地境界	0.001ppm 以下	
	ノルマル吉草酸		0.0009ppm 以下	敷地境界	0.0009ppm 以下		
	イソ吉草酸		0.001ppm 以下	敷地境界	0.001ppm 以下		

注) 騒音及び振動について、供用後においては、暗騒音が大きく計画目標値と測定値との対比が直接できないため、日常の維持管理は騒音規制法及び船橋市環境保全条例に基づく規制基準と測定値(暗騒音を含む)を対比することにより行うものとする。なお、計画目標値との対比については、供用後の事後調査で検証を行う。

表2-3.11 ダイオキシン類対策の基準

項 目		廃棄物処理法の基準
燃焼設備	燃焼温度	800℃以上
	上記燃焼温度での ガス滞留時間	2 秒以上
	焼却灰の熱しゃく減量	10%以下
	煙突から排出される 排出ガス中のCO濃度	100ppm 以下
排出ガス 処理設備	排出ガス処理装置	ばいじんを除去する高度の機能を有するもの
	集じん器に流入する 燃焼ガスの温度	概ね 200℃以下
連続測定装置		燃焼ガス温度、集じん機入口排出ガス温度、 排出ガス中のCO濃度

表2-3.11 ダイオキシン類対策の基準

項 目		廃棄物処理法の基準
燃焼設備	燃焼温度	800℃以上
	上記燃焼温度でのガス滞留時間	2 秒以上
	焼却灰の熱しゃく減量	10%以下
	煙突から排出される 排出ガス中のCO濃度	100ppm 以下
排出ガス 処理設備	排出ガス処理装置	ばいじんを除去する高度の機能を有するもの ^{注)}
	集じん器に流入する燃焼ガスの温度	概ね 200℃以下
連続測定装置		燃焼ガス温度、集じん器入口排出ガス温度、 排出ガス中のCO濃度

注) 活性炭への吸着により除去する乾式吸着法を採用する計画である。

表2-3.12 モニタリング計画

項目	頻度	位置
燃焼ガス温度	常時	炉内等
集じん機入口排出ガス温度	常時	集じん機入口
硫黄酸化物	常時	煙突出口
窒素酸化物	常時	煙突出口
一酸化炭素	常時	煙突出口
ばいじん	常時	煙突出口
塩化水素	常時	煙突出口
水銀	常時	煙突出口

表2-3.12 モニタリング計画

項目	位置	調査の手法	頻度
<u>硫黄酸化物</u> <u>窒素酸化物</u> <u>一酸化炭素</u> <u>ばいじん</u> <u>塩化水素</u> <u>水銀</u>	煙突	自動測定によるモニタリング	施設供用後に継続監視
<u>燃焼ガス温度</u>	炉内等		
<u>排出ガス温度</u>	集じん器入口		
<u>硫黄酸化物</u> <u>窒素酸化物</u> <u>ばいじん</u> <u>塩化水素</u>	煙突	「 <u>大気汚染防止法</u> 」に基づく測定	施設供用後に2月を超えない作業期間ごとに1回以上
<u>ダイオキシン類</u>	煙突	「 <u>ダイオキシン類対策特別措置法</u> 」に基づく調査	施設供用後に毎年1回以上

表2-3.16 発電施設の概要

項目	能力	年間発電電力量
蒸気タービン発電機	8,000kW	約85,000MWh/年

表2-3.16 発電施設の概要

項目	能力	年間発電電力量
蒸気タービン発電機	8,000kW	約49,000MWh/年

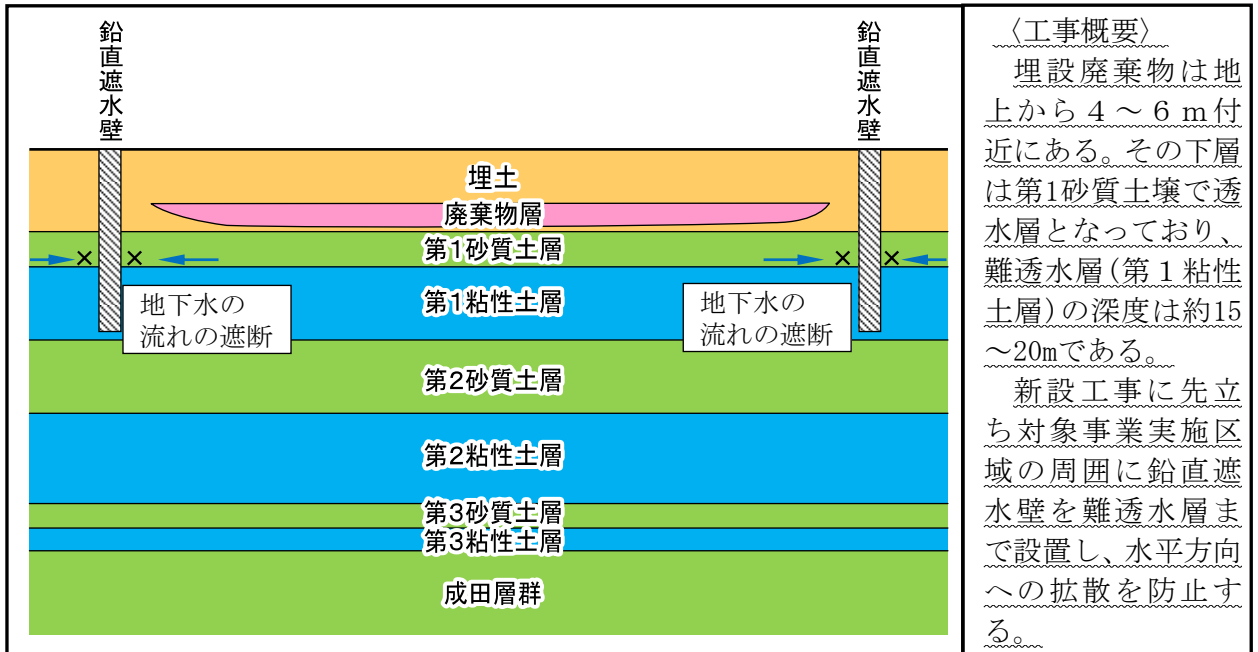


図2-3.13 鉛直遮水壁設置イメージ (断面)

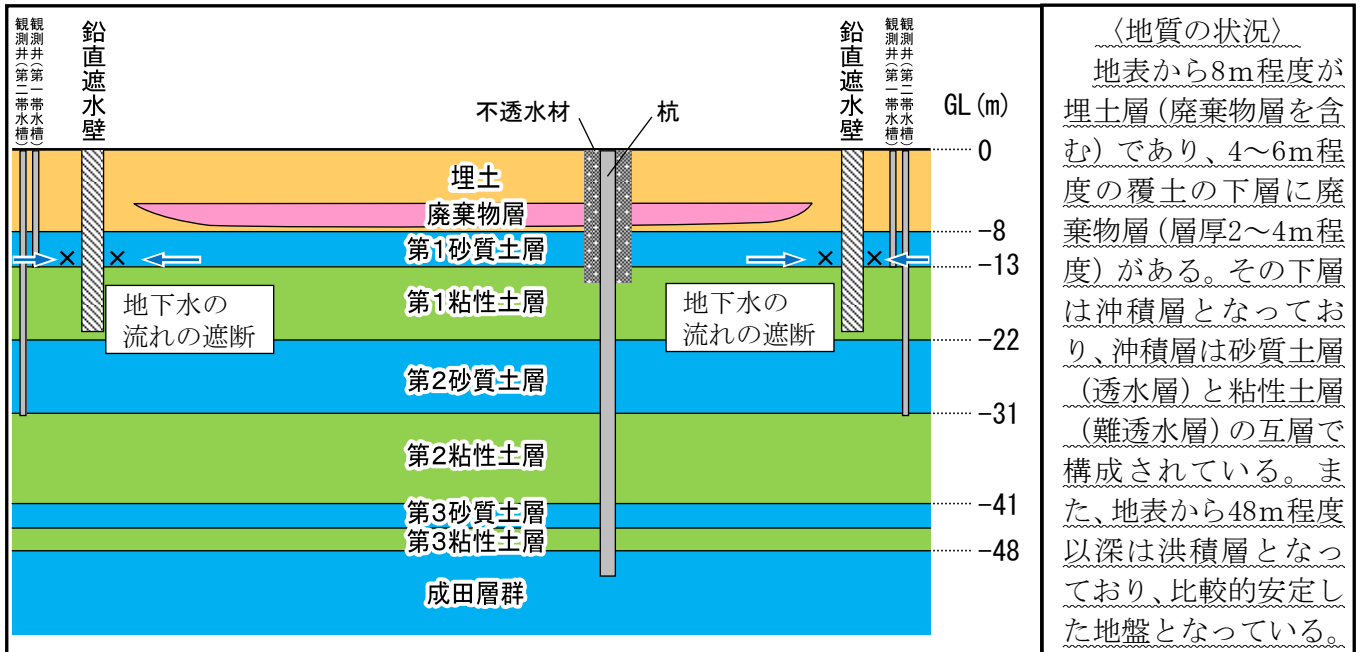


図2-3.13 鉛直遮水壁及び杭工事イメージ(断面)

表 2-3.20 工事中の海域への放流排水に係る計画目標値

項 目	放流水質
アルキル水銀化合物	検出されないこと
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L 以下
カドミウム及びその化合物	0.1mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下
有機燐化合物	1mg/L 以下
六価クロム化合物	0.5mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.1mg/L 以下
シアン化合物	1mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.3mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下
四塩化炭素	0.02mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下
チウラム	0.06mg/L 以下
シマジン	0.03mg/L 以下
チオベンカルブ	0.2mg/L 以下
ベンゼン	0.1mg/L 以下
セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下
水素イオン濃度 (水素指数)	5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量	60mg/L 以下
化学的酸素要求量	90mg/L 以下
浮遊物質	60mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L 以下
フェノール類含有量	5mg/L 以下
銅含有量	3mg/L 以下
亜鉛含有量	2mg/L 以下
溶解性鉄含有量	10mg/L 以下
溶解性マンガン含有量	10mg/L 以下
クロム含有量	2mg/L 以下
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³ 以下
窒素含有量	20 (日間平均 60) mg/L 以下
リン含有量	16 (日間平均 8) mg/L 以下

注) 廃棄物処理法に基づく「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」第1条第1項第5号に規定される排水基準

表 2-3. 20 工事中の海域への放流排水に係る計画目標値

項 目	放流水質
アルキル水銀化合物	検出されないこと
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L 以下
カドミウム及びその化合物	0.1mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下
有機燐化合物	1mg/L 以下
六価クロム化合物	0.5mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.1mg/L 以下
シアン化合物	1mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.3mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下
四塩化炭素	0.02mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下
チウラム	0.06mg/L 以下
シマジン	0.03mg/L 以下
チオベンカルブ	0.2mg/L 以下
ベンゼン	0.1mg/L 以下
セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下
水素イオン濃度 (水素指数)	5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量	60mg/L 以下
化学的酸素要求量	90mg/L 以下
浮遊物質	60mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L 以下
フェノール類含有量	5mg/L 以下
銅含有量	3mg/L 以下
亜鉛含有量	2mg/L 以下
溶解性鉄含有量	10mg/L 以下
溶解性マンガン含有量	10mg/L 以下
クロム含有量	2mg/L 以下
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³ 以下
窒素含有量	20 (日間平均 60) mg/L 以下
磷含有量	16 (日間平均 8) mg/L 以下

注) 廃棄物処理法に基づく「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」第1条第1項第5号に規定される排水基準

表3-1.27 土壤汚染対策法に基づく指定区域の状況

平成26年6月1日時点

番号	区分	指定区域の場所	指定区域の面積 (m ²)	指定基準に適合しない 特定有害物質	指定年月日
A	要措置 区域	船橋市 海神町東1丁目1377の一部	356.06	ほう素及びその化合物	平成23年 12月2日
B	形質 変更時 要届出 区域	船橋市 海神町東1丁目1377の一部	99.73	シアン化合物	平成23年 12月2日
C		船橋市 高瀬町56番1、同番2、同番 4から同番14まで 55番2及び同番4	211,649	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	平成23年 9月13日
D		船橋市 西浦1丁目17番3の一部 及び17番4の一部	8,430	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	平成23年 9月13日
E		船橋市 南本町2400番8の一部	340.1	テトラクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン	平成20年 9月4日
F		市川市 千鳥町5番1の一部	3,245.15	ふっ素及びその化合物	平成22年 11月4日
G		市川市 加藤新田212番2の一部	979.9	鉛及びその化合物 六価クロム化合物 ベンゼン トリクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン	平成23年 8月11日
H		市川市 加藤新田202番地1外	1,800	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	平成23年 11月2日
I		市川市 高谷新町6-4 ※埋立地管理区域	6,300	砒素及びその化合物	平成26年 2月12日

出典：「土壤汚染対策法に基づく区域の指定状況」（船橋市ホームページ）

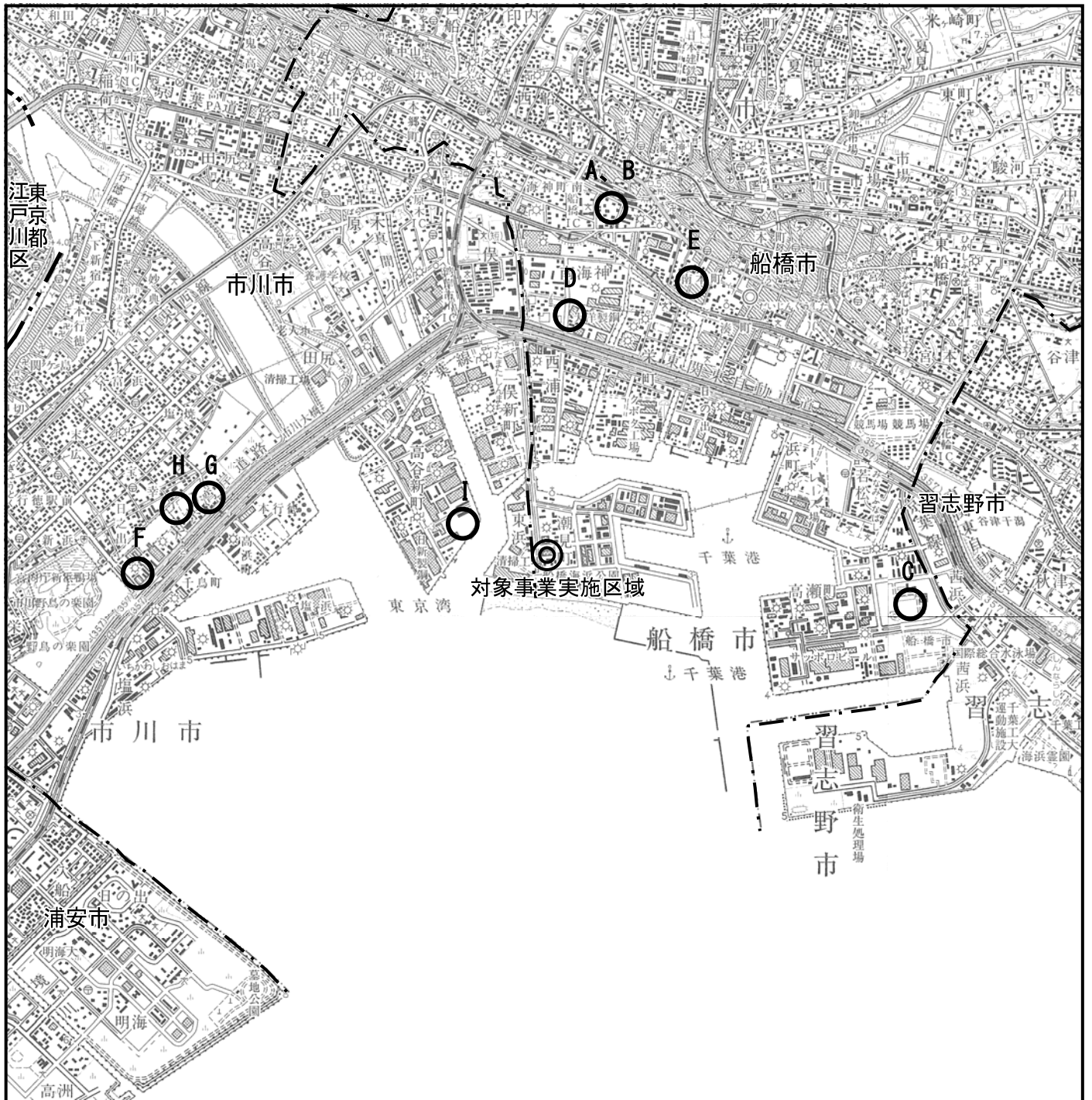
「土壤汚染対策法に基づく区域の指定状況について」（市川市ホームページ）

表3-1.27 土壌汚染対策法に基づく指定区域の状況

平成27年4月1日時点

番号	区分	指定区域の場所	指定区域の面積 (m ²)	指定基準に適合しない 特定有害物質	指定年月日
A	要措置 区域	船橋市 海神町東1丁目1377の一部	356.06	ほう素及びその化合物	平成23年 12月2日
B	形質 変更時 要届出 区域	船橋市 潮見町38番の一部	16,300	カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 シアン化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物 ポリ塩化ビフェニル	平成27年 2月24日
C		船橋市 海神町東1丁目1377の一部	99.73	シアン化合物	平成23年 12月2日
D		船橋市 高瀬町56番1、同番2、同番 4から同番14まで 55番2及び同番4	211,649	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	平成23年 9月13日
E		船橋市 西浦1丁目17番3の一部 及び17番4の一部	8,430	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	平成23年 9月13日
F		船橋市 南本町2400番8の一部	340.1	テトラクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン	平成20年 9月4日
G		市川市 千鳥町5番1の一部	3,245.15	ふっ素及びその化合物	平成22年 11月4日
H		市川市 加藤新田212番2の一部	979.9	鉛及びその化合物 六価クロム化合物 ベンゼン トリクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン	平成23年 8月11日
I		市川市 加藤新田202番地1外	1,800	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	平成23年 11月2日
J		市川市 高谷新町6-4 ※埋立地管理区域	6,300	砒素及びその化合物	平成26年 2月12日

出典：「土壌汚染対策法に基づく区域の指定状況」（船橋市ホームページ）
 「土壌汚染対策法に基づく区域の指定状況について」（市川市ホームページ）



凡 例

- ◎ 対象事業実施区域
- 土壌汚染対策法に基づく指定区域
- · - · - 市境
- · · - · 都県境

出典：「土壌汚染対策法に基づく区域の指定状況」（船橋市ホームページ）
「土壌汚染対策法に基づく区域の指定状況について」（市川市ホームページ）

この地図は、国土地理院発行の1：50,000地形図「東京東北部」「東京東南部」「佐倉」「千葉」を使用したものである。

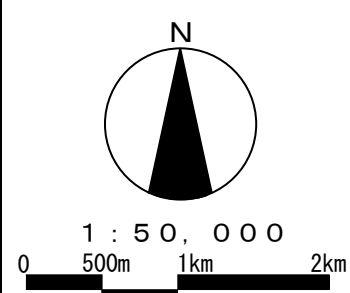
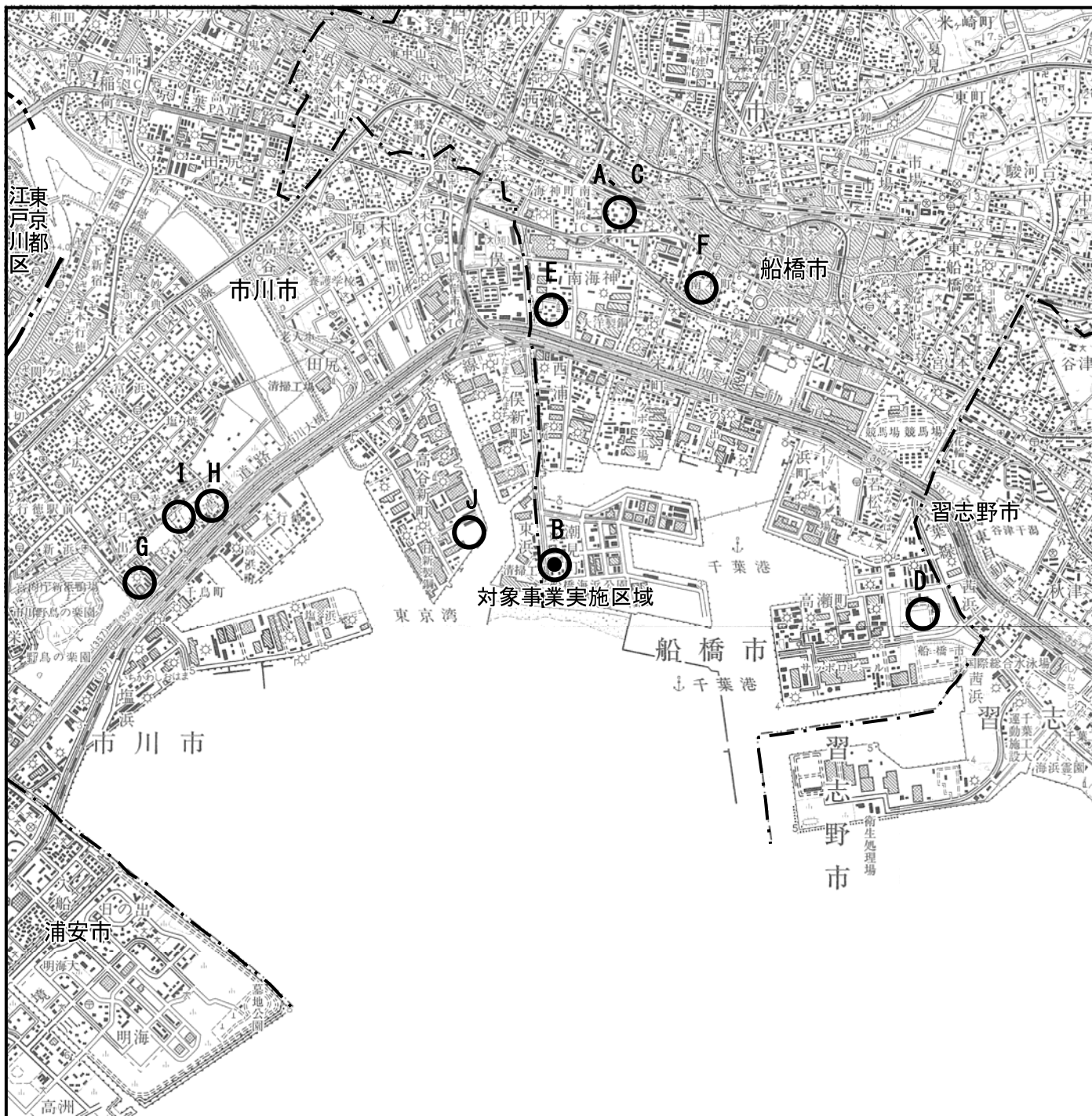


図 3-1.22 土壌汚染対策法に基づく指定区域



凡例

- 対象事業実施区域
- 土壤汚染対策法に基づく指定区域
- · - · - 市境
- · · - · 都県境

出典：「土壤汚染対策法に基づく区域の指定状況」（船橋市ホームページ）
 「土壤汚染対策法に基づく区域の指定状況について」（市川市ホームページ）

この地図は、国土地理院発行の1：50,000地形図「東京東北部」「東京東南部」「佐倉」「千葉」を使用したものである。

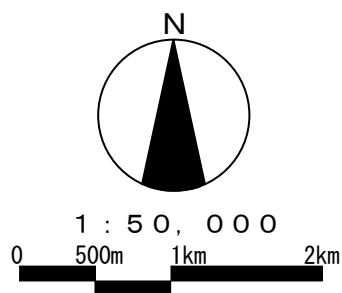


図 3-1.22 土壤汚染対策法に基づく指定区域

表3-2. 21(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

表3-2. 21 (1) 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

表3-2.24 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

表3-2.24 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

表3-2. 42(2) 悪臭防止法に基づく規制基準（煙突等の気体排出口における悪臭）

対象物質：アンモニア・硫化水素・トリメチルアミン・プロピオンアルデヒド・ノルマルブチルアルデヒド・イソブチルアルデヒド・ノルマルバレルアルデヒド・イソバレルアルデヒド・イソブタノール・酢酸エチル・メチルイソブチルケトン・トルエン・キシレン（13物質）

基準：悪臭防止法施行規則第3条に定める方法により算出して得た値

表3-2. 42(2) 悪臭防止法に基づく規制基準（煙突等の気体排出口における悪臭）

対象物質：アンモニア・硫化水素・トリメチルアミン・プロピオンアルデヒド・ノルマルブチルアルデヒド・イソブチルアルデヒド・ノルマルバレルアルデヒド・イソバレルアルデヒド・イソブタノール・酢酸エチル・メチルイソブチルケトン・トルエン・キシレン（13物質）
 基準：悪臭防止法施行規則第3条に定める方法により算出して得た値

なお、既存施設及び計画施設の排出口における特定悪臭物質の規制基準は以下のとおりである。

単位：m³/時

項目	既存施設	計画施設
アンモニア	601.7	614.8
硫化水素	12.0	12.3
トリメチルアミン	3.0	3.1
プロピオンアルデヒド	30.1	30.7
ノルマルブチルアルデヒド	5.4	5.5
イソブチルアルデヒド	12.0	12.3
ノルマルバレルアルデヒド	5.4	5.5
イソバレルアルデヒド	1.8	1.8
イソブタノール	541.5	553.3
酢酸エチル	1,805.1	1,844.5
メチルイソブチルケトン	601.7	614.8
トルエン	6,016.9	6,148.3
キシレン	601.7	614.8

注) 計画施設の規制基準は、現時点の排ガス諸元に基づき算出した値である。

表7-2-1.1 大気質及び気象現地調査手法

調査事項	調査項目	調査方法
大気質	降下ばいじん量	重量法（ダストジャーによる採取）
気象	地上気象 (風向、風速)	「地上気象観測指針」に準拠（微風向風速計による自動観測）

表7-2-1.1 大気質及び気象現地調査手法

調査事項	調査項目	調査方法	測定高さ	設置場所・設置方法
大気質	降下ばいじん量	重量法（ダストジャーによる採取）	地上 3.0m	対象事業実施区域内の 草地にダストジャーを 設置
気象	地上気象 (風向、風速)	「地上気象観測指針」に準 拠（微風向風速計による自 動観測）	地上 約39m	既存施設屋上(約 29m) に高さ 10m の風向・風 速計を設置

表7-2-1.14 気象現地調査手法

調査事項	調査項目	調査方法	高さ
地上気象	風向、風速	「地上気象観測指針」に準拠 (微風向風速計による自動観測)	地上 4 m

表7-2-1.14 気象現地調査手法

調査事項	調査項目	調査方法	測定高さ	設置場所・設置方法
地上気象	風向、風速	「地上気象観測指針」に準拠（微風向風速計による自動観測）	地上 4 m	市道第 09-001 号線沿道の空地に風向・風速計を設置

(b) べき乗則による補正式

べき乗則による補正式は以下のとおりである。

$$U_z = U_s (Z/Z_s)^P$$

[記号]

U_z : 上空風の風速 (m/秒)

U_s : 地上風の風速 (m/秒)

Z : 高度 (m)

Z_s : 地上風測定高度 (m)

P : べき指数

(b) べき乗則による補正式

べき乗則による補正式は以下のとおりである。

$$U_z = U_s (Z/Z_s)^P$$

[記号]

U_z : 上空風の風速 (m/秒)

U_s : 地上風の風速 (m/秒)

Z : 高度 (m)

Z_s : 地上風測定高度 (m)

P : べき指数

なお、べき指数(P)は、「窒素酸化物総量規制マニュアル(新版) (平成12年12月、公害研究対策センター)に記載のパスキル安定度階級に対して与えられる下表の値を用いた。

パスキル安定度	A	B	C	D	E	FとG
P	0.1	0.15	0.20	0.25	0.25	0.30

表7-2-1.72 廃棄物焼却施設稼働による大気質の予測結果（長期平均濃度、年平均値）

項目	最大着地濃度(A)			バックグラウンド濃度(B)	環境濃度予測結果(A+B)	付加率(A/(A+B)×100)
	出現距離	出現方向				
二酸化硫黄(ppm)	0.000061	1.1km	北	0.001	0.001061	5.7%
二酸化窒素(ppm)	0.000046	1.6km	北	0.018	0.018046	0.3%
浮遊粒子状物質(mg/m ³)	0.000030	1.1km	北	0.023	0.023030	0.1%
水銀(μgHg/m ³)	0.000152	1.1km	北	0.0028	0.002952	5.1%
ダイオキシン類(pg-TEQ/m ³)	0.000152	1.1km	北	0.18	0.180152	0.1%

表7-2-1.72 廃棄物焼却施設稼働による大気質の予測結果（長期平均濃度、年平均値）

項目	最大着地濃度(A)			バックグラウンド濃度(B)	環境濃度予測結果(A+B)	付加率(A/(A+B)×100)
	出現距離	出現方向				
二酸化硫黄(ppm)	0.000061	1.1km	北	0.001	0.001061	5.7%
二酸化窒素(ppm)	0.000046	1.6km	北	0.018	0.018046	0.3%
浮遊粒子状物質(mg/m ³)	0.000030	1.1km	北	0.023	0.023030	0.1%
水銀(μgHg/m ³)	0.000152	1.1km	北	0.0028	0.002952	5.1%
ダイオキシン類(pg-TEQ/m ³)	0.000152	1.1km	北	0.18	0.180152	0.1%

注) バックグラウンド濃度は、既存の南部清掃工場からの煙突排出ガスによる影響が含まれた濃度であることから、予測結果は、これらの影響を含んだ値（環境濃度は大きめ、付加率は小さめ）となっている。

表 7-2-2.1 工事中の海域への放流排水に係る計画目標値

項 目	放流水質
アルキル水銀化合物	検出されないこと
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L 以下
カドミウム及びその化合物	0.1mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名E P N）に限る。）	1mg/L 以下
六価クロム化合物	0.5mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.1mg/L 以下
シアン化合物	1mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.3mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下
四塩化炭素	0.02mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下
チウラム	0.06mg/L 以下
シマジン	0.03mg/L 以下
チオベンカルブ	0.2mg/L 以下
ベンゼン	0.1mg/L 以下
セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下
水素イオン濃度（水素指数）	5.0 以上 9.0 以下
生物学的酸素要求量	60mg/L 以下
化学的酸素要求量	90mg/L 以下
浮遊物質	60mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30mg/L 以下
フェノール類含有量	5mg/L 以下
銅含有量	3mg/L 以下
亜鉛含有量	2mg/L 以下
溶解性鉄含有量	10mg/L 以下
溶解性マンガン含有量	10mg/L 以下
クロム含有量	2mg/L 以下
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³ 以下
窒素含有量	20（日間平均 60）mg/L 以下
燐含有量	16（日間平均 8）mg/L 以下

注) 廃棄物処理法に基づく「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」第1条第1項第5号に規定される排水基準

表 7-2-2.1 工事中の海域への放流排水に係る計画目標値

項目	放流水質
アルキル水銀化合物	検出されないこと
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L 以下
カドミウム及びその化合物	0.1mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名E P N）に限る。）	1mg/L 以下
六価クロム化合物	0.5mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.1mg/L 以下
シアン化合物	1mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.3mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下
四塩化炭素	0.02mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下
チウラム	0.06mg/L 以下
シマジン	0.03mg/L 以下
チオベンカルブ	0.2mg/L 以下
ベンゼン	0.1mg/L 以下
セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下
水素イオン濃度（水素指数）	5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量	60mg/L 以下
化学的酸素要求量	90mg/L 以下
浮遊物質	60mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30mg/L 以下
フェノール類含有量	5mg/L 以下
銅含有量	3mg/L 以下
亜鉛含有量	2mg/L 以下
溶解性鉄含有量	10mg/L 以下
溶解性マンガン含有量	10mg/L 以下
クロム含有量	2mg/L 以下
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³ 以下
窒素含有量	20（日間平均 60）mg/L 以下
燐含有量	16（日間平均 8）mg/L 以下

注) 廃棄物処理法に基づく「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」第1条第1項第5号に規定される排水基準

表 7-2-3. 12 廃棄物焼却等施設稼働による騒音の予測結果

単位：デシベル

予測地点		予測結果	参考基準値 ^{注)}
現地調査を行った 地点の予測値	地点A	43	昼 間：55 朝・夕：55 夜 間：55
	地点B	51	
	地点C	51	
	地点D	47	
敷地境界における 騒音レベル最大値		52	

注) 本施設の整備にあたっての目標値。

表 7-2-3. 12 廃棄物焼却施設稼働による騒音の予測結果

単位：デシベル

予測地点		予測結果	計画目標値
現地調査を行った 地点の予測値	地点A	43	昼 間：55 朝・夕：55 夜 間：55
	地点B	51	
	地点C	51	
	地点D	47	
敷地境界における 騒音レベル最大値		52	

表 7-2-3.13 廃棄物焼却等施設稼働による騒音に係る整合を図るべき基準

予測地点	整合を図るべき基準				
	根拠	騒音レベル			
敷地境界	騒音規制法及び船橋市環境保全条例に基づく規制基準（第四種区域（昼間：70 デシベル以下、朝・夕：65 デシベル以下、夜間：60 デシベル以下））及び本施設の整備にあつての目標値（昼間：55 デシベル以下、朝・夕：55 デシベル以下、夜間 55 デシベル以下）	単位：デシベル			
		区分	昼間	朝・夕	夜間
		本施設の整備にあつての目標値	55	55	55

表 7-2-3. 13 廃棄物焼却施設稼働による騒音に係る整合を図るべき基準

予測地点	整合を図るべき基準				
	根拠	騒音レベル			
敷地境界	騒音規制法及び船橋市環境保全条例に基づく規制基準（第四種区域（昼間：70 デシベル以下、朝・夕：65 デシベル以下、夜間：60 デシベル以下））及び本事業の計画目標値（昼間：55 デシベル以下、朝・夕：55 デシベル以下、夜間：55 デシベル以下）	単位：デシベル			
		区分	昼間	朝・夕	夜間
		計画目標値	55	55	55

表 7-2-4.11 廃棄物焼却等施設稼働による振動の予測結果

単位：デシベル

予測地点		予測結果	参考基準値 ^{注)}
現地調査を行った 地点の予測値	地点A	30	昼 間：55 夜 間：55
	地点B	40	
	地点C	45	
	地点D	37	
敷地境界における 振動レベル最大値		45	

注) 本施設の整備にあたっての目標値。

表 7-2-4. 11 廃棄物焼却施設稼働による振動の予測結果

単位：デシベル

予測地点		予測結果	計画目標値
現地調査を行った 地点の予測値	地点A	30	昼 間：55 夜 間：55
	地点B	40	
	地点C	45	
	地点D	37	
敷地境界における 振動レベル最大値		45	

表 7-2-4.12 廃棄物焼却等施設稼働による振動に係る整合を図るべき基準

予測地点	整合を図るべき基準			
	根拠	振動レベル		
敷地境界	船橋市環境保全条例に基づく規制基準（第二種区域（昼間：65 デシベル以下、夜間：60 デシベル以下））及び本施設の整備にあたっての目標値（昼間：55 デシベル以下、夜間：55 デシベル以下）	単位：デシベル		
		区分	昼間	夜間
		本施設の整備にあたっての目標値	55	55

表 7-2-4. 12 廃棄物焼却施設稼働による振動に係る整合を図るべき基準

予測地点	整合を図るべき基準			
	根拠	振動レベル		
敷地境界	船橋市環境保全条例に基づく規制基準（第二種区域（昼間：65 デシベル以下、夜間：60 デシベル以下））及び本事業の計画目標値（昼間：55 デシベル以下、夜間：55 デシベル以下）	単位：デシベル		
		区分	昼間	夜間
		計画目標値	55	55

表7-2-6.2 廃棄物組成の割合及び熱灼減量

単位：%

項目		地点 a	地点 b	地点 c	地点 d	地点 e	地点 f
組成	安定品目 ^{注1)}	36.2	32.8	36.6	54.5	44.4	16.0
	安定品目以外 ^{注1)}	6.7	3.0	9.8	8.2	8.1	1.3
	その他 ^{注2)}	57.1	64.2	53.6	37.3	47.5	82.7
熱灼減量 ^{注3)}		30.7	21.1	37.0	46.4	40.4	9.4

調査日：平成 21 年 7 月 13 日～16 日

注1) 安定品目：安定型最終処分場に埋め立てることが可能なごみの種類(有機物が腐敗しない性状)であり、プラスチック類、ゴム・皮革類、金属類、ガラス類、セトモノ、石・砂類をいう。

安定品目以外：紙類、厨芥類、布類、草木類

注2) 分類が困難である 5mm未満のものは、その他に分類した。

注3) 対象廃棄物を強熱したときの重量減少率を表す値である。

表7-2-6.2 廃棄物組成の割合及び熱灼減量

単位：%

項目		地点 a	地点 b	地点 c	地点 d	地点 e	地点 f
組成	安定品目 ^{注1)}	34.1	32.2	36.3	52.9	43.8	16.0
	安定品目以外	8.8	3.6	10.1	9.8	8.7	1.3
	その他 ^{注2)}	57.1	64.2	53.6	37.3	47.5	82.7
熱灼減量 ^{注3)}		30.7	21.1	37.0	46.4	40.4	9.4

調査日：平成 21 年 7 月 13 日～16 日

注1) 安定品目：安定型最終処分場に埋め立てることが可能なごみの種類(有機物が腐敗しない性状)であり、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、がれき類をいう。

注2) 分類が困難である 5mm未満のものは、その他に分類した。

注3) 対象廃棄物を強熱したときの重量減少率を表す値である。

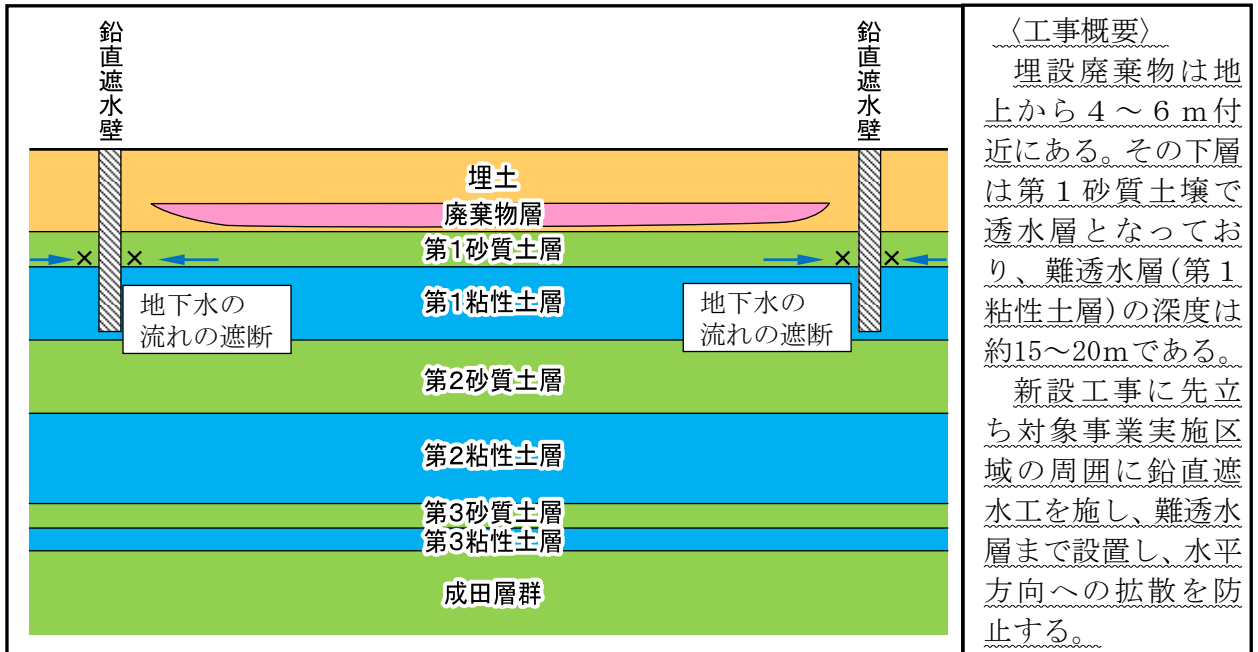


図7-2-6.6 鉛直遮水工設置イメージ (断面)

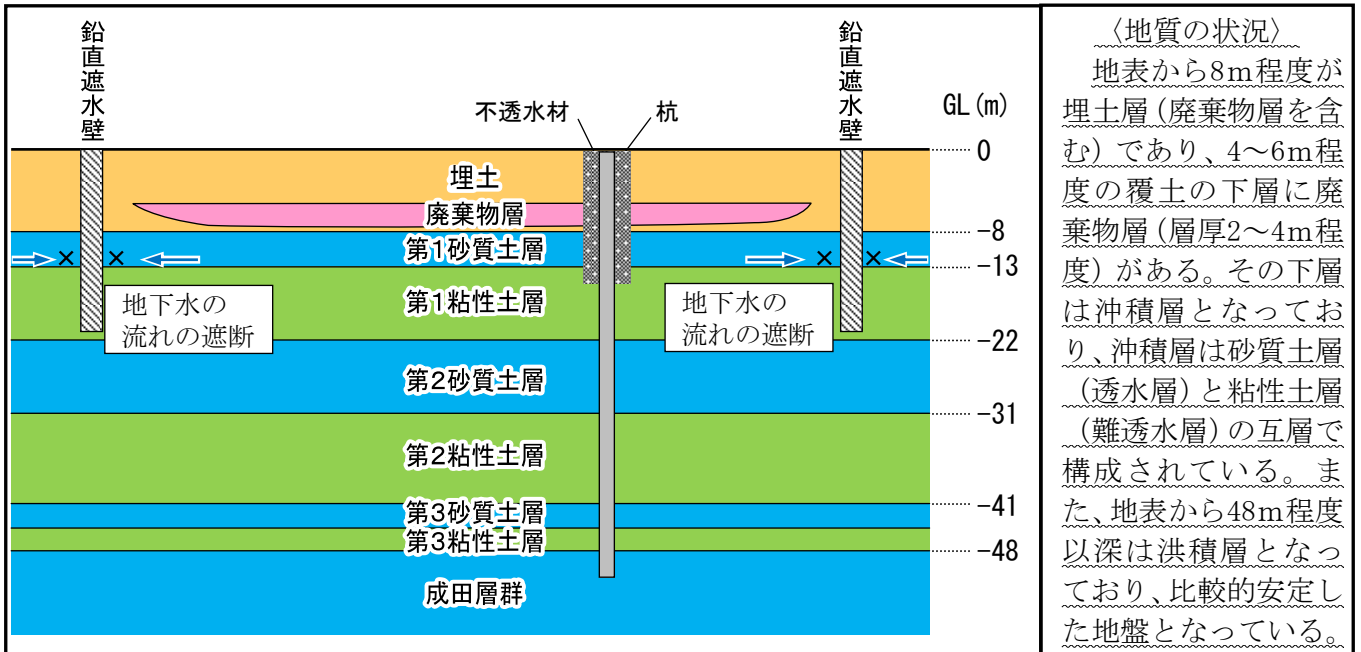


図7-2-6.6 鉛直遮水壁及び杭工事イメージ(断面)

表 7-2-6.9 工事中の海域への放流排水に係る計画目標値

項 目	放流水質
アルキル水銀化合物	検出されないこと
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L 以下
カドミウム及びその化合物	0.1mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下
有機燐化合物	1mg/L 以下
六価クロム化合物	0.5mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.1mg/L 以下
シアン化合物	1mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.3mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下
四塩化炭素	0.02mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下
シス 1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下
チウラム	0.06mg/L 以下
シマジン	0.03mg/L 以下
チオベンカルブ	0.2mg/L 以下
ベンゼン	0.1mg/L 以下
セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下
水素イオン濃度 (水素指数)	5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量	60mg/L 以下
化学的酸素要求量	90mg/L 以下
浮遊物質	60mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L 以下
フェノール類含有量	5mg/L 以下
銅含有量	3mg/L 以下
亜鉛含有量	2mg/L 以下
溶解性鉄含有量	10mg/L 以下
溶解性マンガン含有量	10mg/L 以下
クロム含有量	2mg/L 以下
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³ 以下
窒素含有量	20 (日間平均 60) mg/L 以下
リン含有量	16 (日間平均 8) mg/L 以下

注) 廃棄物処理法に基づく「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」第1条第1項第5号に規定される排水基準

表 7-2-6.9 工事中の海域への放流排水に係る計画目標値

項 目	放流水質
アルキル水銀化合物	検出されないこと
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L 以下
カドミウム及びその化合物	0.1mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下
有機燐化合物	1mg/L 以下
六価クロム化合物	0.5mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.1mg/L 以下
シアン化合物	1mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.3mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下
四塩化炭素	0.02mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下
シス 1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下
チウラム	0.06mg/L 以下
シマジン	0.03mg/L 以下
チオベンカルブ	0.2mg/L 以下
ベンゼン	0.1mg/L 以下
セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下
水素イオン濃度 (水素指数)	5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量	60mg/L 以下
化学的酸素要求量	90mg/L 以下
浮遊物質量	60mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L 以下
フェノール類含有量	5mg/L 以下
銅含有量	3mg/L 以下
亜鉛含有量	2mg/L 以下
溶解性鉄含有量	10mg/L 以下
溶解性マンガン含有量	10mg/L 以下
クロム含有量	2mg/L 以下
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³ 以下
窒素含有量	20 (日間平均 60) mg/L 以下
リン含有量	16 (日間平均 8) mg/L 以下

注) 廃棄物処理法に基づく「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」第1条第1項第5号に規定される排水基準

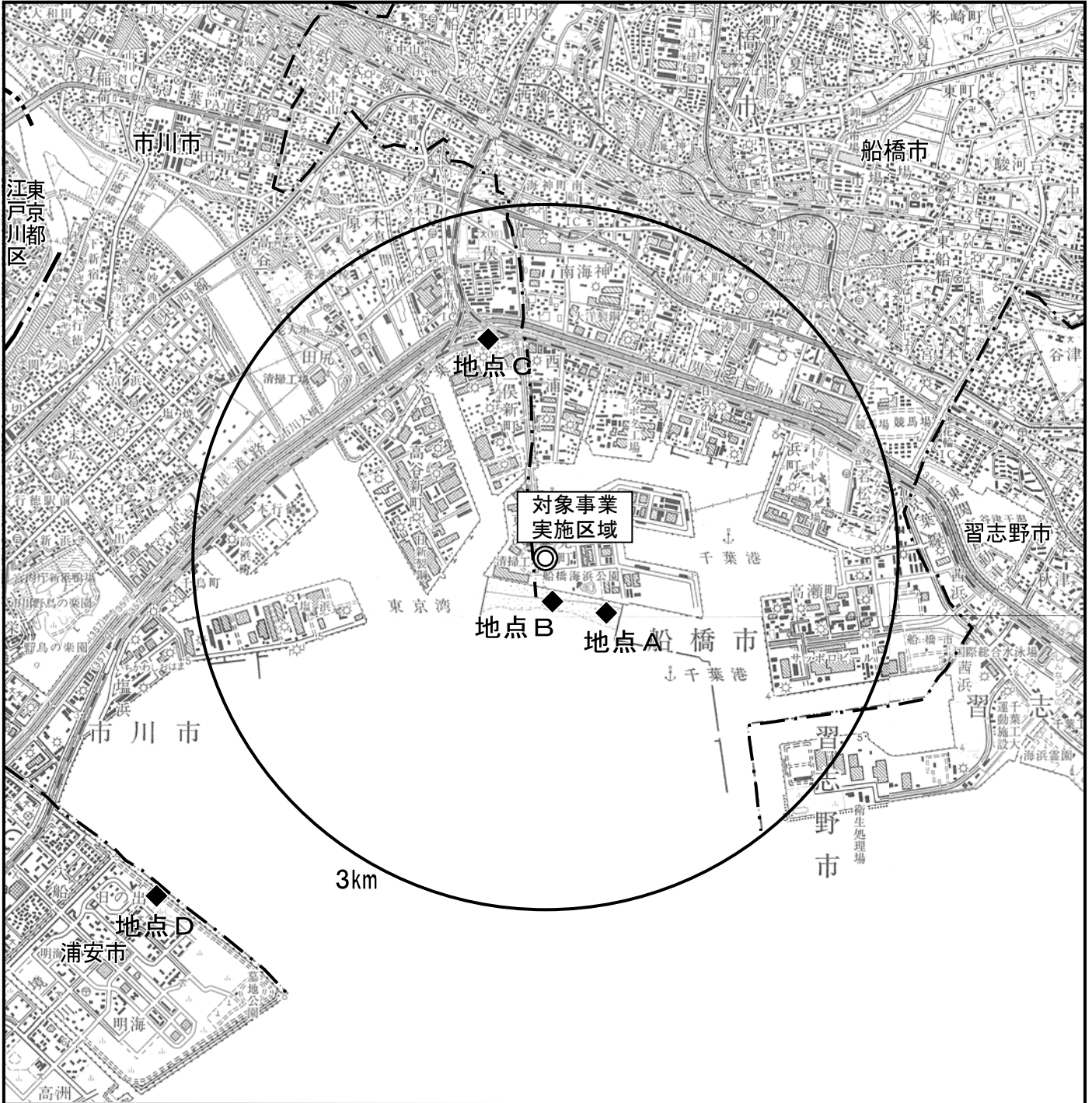
表 7-2-9.1 景観調査地点（主要な眺望点）

地 点		対象事業実施区域 からの方位及び距離
A	ふなばし三番瀬海浜公園 東側	北東方向へ約 100m
B	ふなばし三番瀬海浜公園 西側	南方向へ約 250m
C	二俣新町駅	北東方向へ約 2 km
D	日の出北公園	南西方向へ約 4.5km <small>注)</small>

注) 習志野市、市川市のほか、対象事業実施区域から約 4 km 離れた浦安市も含めた公園・護岸等について調査し、浦安市の護岸近くにある公園についても調査地点とした。

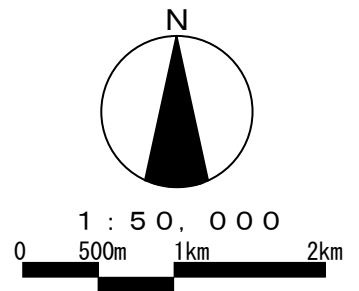
表 7-2-9.1 景観調査地点（主要な眺望点）

地 点		対象事業実施区域 からの方位及び距離
A	ふなばし三番瀬海浜公園 東側	南東方向へ約 500m
B	ふなばし三番瀬海浜公園 西側	南方向へ約 250m
C	二俣新町駅	北東方向へ約 2 km
D	日の出北公園	南西方向へ約 4. 5km
E	茜浜緑道突端部	南東方向へ約 3. 0km
F	塩浜地区展望施設	西方向へ約 2. 0km
G	墓地公園付近護岸部	南西方向へ約 4. 3km
H	市道第 09-001 号線歩道上	北西方向近傍（約 25m）
I	船橋海浜公園バス停付近	南東方向近傍（約 50m）



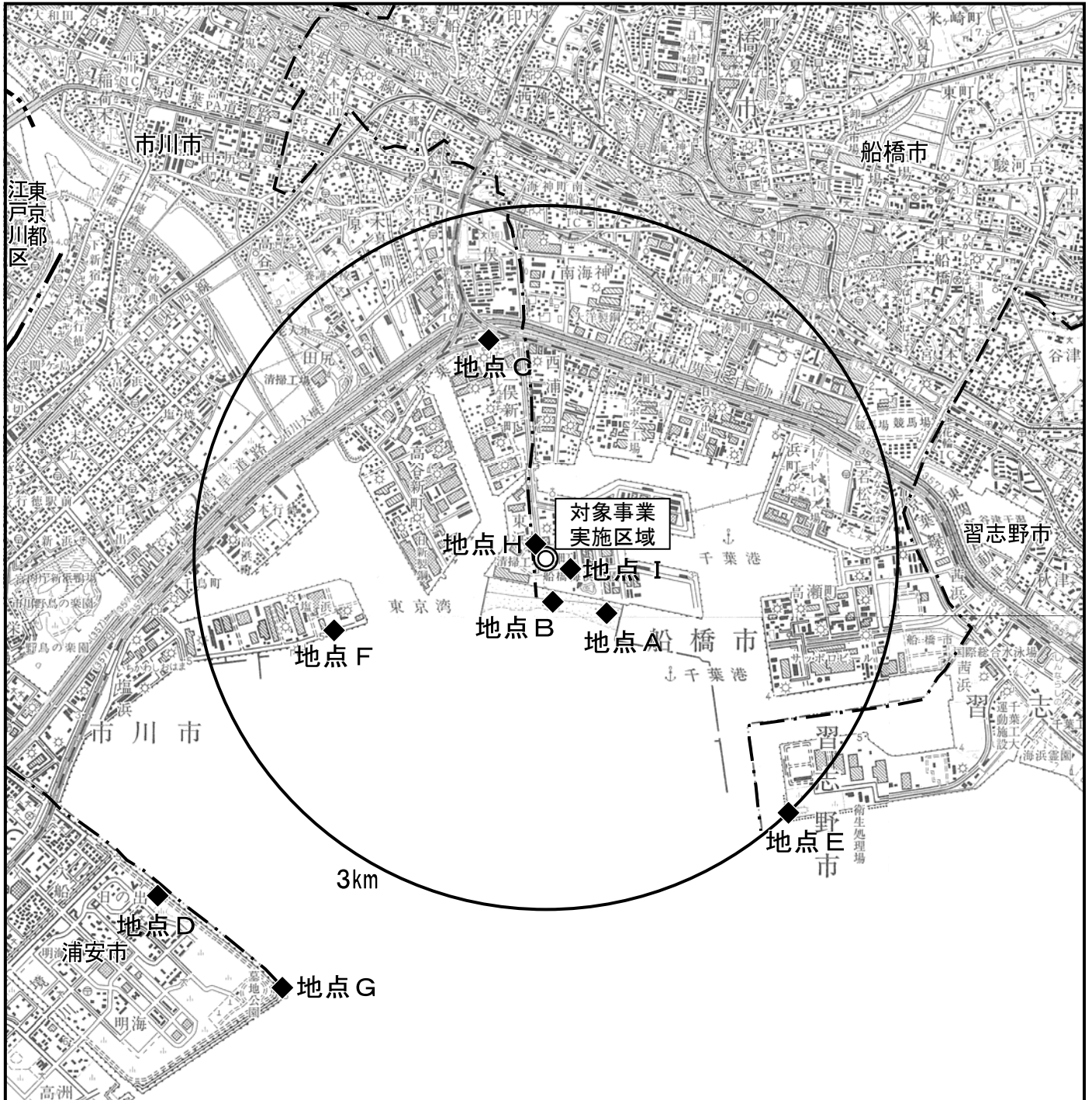
凡 例

- ◎ 対象事業実施区域
- ◆ 景観調査地点
- · — 市境
- · · · 都県境



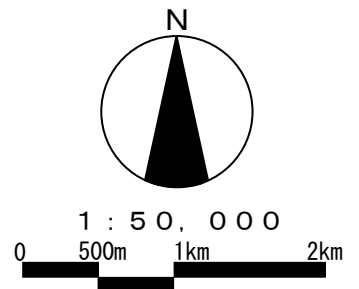
この地図は、国土地理院発行の1:50,000地形図「東京東北部」「東京東南部」「佐倉」「千葉」を使用したものである。

図 7-2-9.1 景観調査地点（主要な眺望点）



凡例

- ◎ 対象事業実施区域
- ◆ 景観調査地点
- · - 市境
- · · 都県境



この地図は、国土地理院発行の1:50,000地形図「東京東北部」「東京東南部」「佐倉」「千葉」を使用したものである。

図 7-2-9.1 景観調査地点（主要な眺望点）

表7-2-9.2 眺望点の利用状況及び眺望の状況

地 点		利用状況	眺望の状況
A	ふなばし三番瀬 海浜公園 東側	地域住民の憩いの場、レクリエーション活動等の場として利用	マツ等の公園の樹木の間から、既存工場の煙突及び建屋が視認できる。
B	ふなばし三番瀬 海浜公園 西側	地域住民の憩いの場、レクリエーション活動等の場として利用	既存工場のほぼ正面となり、マツ等の公園の樹木や野球場の奥に、煙突及び建屋が視認できる。
C	二俣新町駅	対象事業実施区域の最寄駅であり、通勤・通学などの日常生活での利用	駅のホームから、工場や物流倉庫等の間に既存工場の煙突が視認できる。
D	日の出北公園	地域住民の憩いの場、レクリエーション活動等の場として利用	工事中のため柵が設置されているが、対岸の物流施設等の間に既存工場の煙突が視認される。

表7-2-9.2 眺望点の利用状況及び眺望の状況

地 点		利用状況	眺望の状況
A	ふなばし三番瀬 海浜公園 東側	地域住民の憩いの場、レクリエーション活動等の場として利用	マツ等の公園の樹木の間から、既存工場の煙突及び建屋が視認される。
B	ふなばし三番瀬 海浜公園 西側	地域住民の憩いの場、レクリエーション活動等の場として利用	既存工場のほぼ正面となり、マツ等の公園の樹木や野球場の奥に、煙突及び建屋が視認される。
C	二俣新町駅	対象事業実施区域の最寄駅であり、通勤・通学などの日常生活での利用	駅のホームから、工場や物流倉庫等の間に既存工場の煙突が視認される。
D	日の出北公園	地域住民の憩いの場、レクリエーション活動等の場として利用	工事のため柵が設置されているが、対岸の物流施設等の間に既存工場の煙突が視認される。
E	茜浜緑道突端部	地域住民の憩いの場、散歩やジョギング等での利用	千葉港、ふなばし三番瀬海浜公園を介して既存工場の煙突及び建屋が視認される。
F	塩浜地区展望施設	三番瀬に飛来する渡り鳥などの観察や眺望を楽しむために利用	物流倉庫の奥に既存工場の煙突の上部が視認される。
G	墓地公園付近護岸部	護岸からの釣りなどで利用	海域を介して工場や物流倉庫等が広く眺望され、既存工場の煙突及び建屋が視認される。
H	市道第09-001号線歩道上	周辺工場の勤務者が利用	既存工場の工場棟のほか、正面には既存工場周辺のフェンス及び植栽が視認される。
I	船橋海浜公園バス停付近	バスによるふなばし三番瀬海浜公園への来場者や周辺工場等の通勤者が利用	既存工場周辺のフェンス及び植栽、焼却灰再資源化施設の奥に既存工場の工場棟が視認される。

表7-2-9.3 地域の景観特性

地 点		景観構成要素	景観特性
A	ふなばし三番瀬 海浜公園 東側	・既存工場の建屋及び煙突 ・砂浜 ・草地、樹木 等	ふなばし三番瀬海浜公園からの景観であり、主に公園の景観を呈している。
B	ふなばし三番瀬 海浜公園 西側	・既存工場の建屋及び煙突 ・野球場のネット ・草地、樹木 等	ふなばし三番瀬海浜公園からの景観であり、主に公園の景観を呈している。
C	二俣新町駅	・既存工場の煙突 ・倉庫、工場 等	二俣新町駅のホームからの景観であり、主に工業地域の景観を呈している。
D	日の出北公園	・既存工場の煙突 ・草地 ・柵（工事のため）等	日の出北公園からの景観であり、主に公園や工業地域の景観を呈している。

表7-2-9.3 地域の景観特性

地点		景観構成要素	景観特性
A	ふなばし三番瀬 海浜公園 東側	<ul style="list-style-type: none"> ・既存工場の建屋及び煙突 ・砂浜 ・草地、樹木 等 	ふなばし三番瀬海浜公園からの景観であり、主に公園の景観を呈している。
B	ふなばし三番瀬 海浜公園 西側	<ul style="list-style-type: none"> ・既存工場の建屋及び煙突 ・野球場のネット ・草地、樹木 等 	ふなばし三番瀬海浜公園からの景観であり、主に公園の景観を呈している。
C	二俣新町駅	<ul style="list-style-type: none"> ・既存工場の煙突 ・倉庫、工場 等 	二俣新町駅のホームからの景観であり、主に工業地域の景観を呈している。
D	日の出北公園	<ul style="list-style-type: none"> ・既存工場の煙突 ・草地 ・柵（工事中のため）等 	日の出北公園からの景観であり、主に公園や工業地域の景観を呈している。
E	茜浜緑道突端部	<ul style="list-style-type: none"> ・既存工場の建屋及び煙突 ・海 ・倉庫、工場 等 	茜浜緑道の突端部からの景観であり、遠方において工業地域の景観を呈している。
F	塩浜地区展望施設	<ul style="list-style-type: none"> ・既存工場の煙突 ・海及び護岸 ・倉庫 等 	塩浜地区に設置された展望施設からの景観であり、主に工業地域の景観を呈している。
G	墓地公園付近護岸部	<ul style="list-style-type: none"> ・既存工場の建屋及び煙突 ・海及び護岸 ・倉庫、工場 等 	墓地公園付近の護岸部からの景観であり、遠方において工業地域の景観を呈している。
H	市道第09-001号線歩道上	<ul style="list-style-type: none"> ・既存工場の建屋 ・既存工場周辺のフェンス、植栽 等 	既存工場の北西側の歩道上からの景観であり、工業地域の景観を呈している。
I	船橋海浜公園バス停付近	<ul style="list-style-type: none"> ・既存工場の建屋 ・既存工場周辺のフェンス、植栽 等 	既存工場の南東側の歩道上からの景観であり、工業地域の景観を呈している。

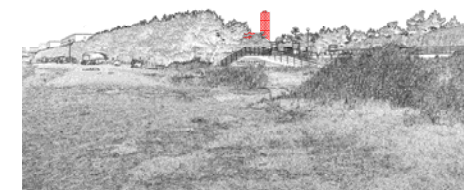


注) 供用時の写真の表現については、現時点でのイメージである。

撮影日：平成25年8月14日（水）（着葉期）

【供用時】

写7-2-9.5(2) 眺望景観の変化（眺望点A：ふなばし三番瀬海浜公園 東側（着葉季））





注) 供用時の写真の表現については、現時点でのイメージである。

撮影日：平成25年8月14日（水）（着葉季）

【供用時】

写7-2-9.10(2) 眺望景観の変化（眺望点A：ふなばし三番瀬海浜公園 東側（着葉季））



注) ■ は新工場の建屋等を示す。

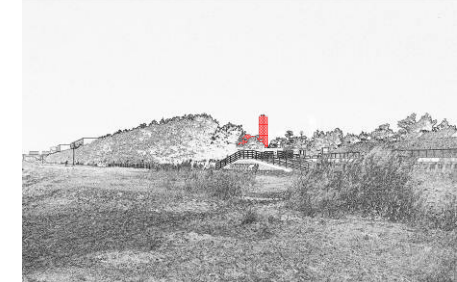


注) 供用時の写真の表現については、現時点でのイメージである。

撮影日：平成25年12月25日（水）（落葉期）

【供用時】

写7-2-9.6(2) 眺望景観の変化（眺望点A：ふなばし三番瀬海浜公園 東側（落葉季））





注) 供用時の写真の表現については、現時点でのイメージである。

撮影日：平成25年12月25日（水）（落葉季）

【供 用 時】

写7-2-9.11(2) 眺望景観の変化（眺望点A：ふなばし三番瀬海浜公園 東側（落葉季））



注) ■ は新工場の建屋等を示す。

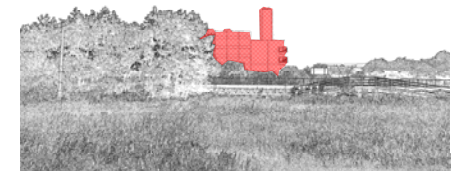


注) 供用時の写真の表現については、現時点でのイメージである。

撮影日：平成25年8月14日（水）（着葉期）

【供用時】

写7-2-9.7(2) 眺望景観の変化（眺望点B：ふなばし三番瀬海浜公園 西側（着葉季））



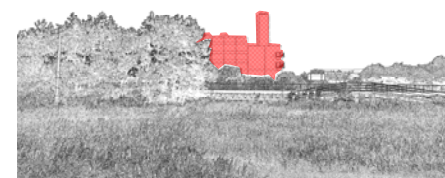


注) 供用時の写真の表現については、現時点でのイメージである。

撮影日：平成25年8月14日（水）（着葉季）

【供 用 時】

写7-2-9. 12(2) 眺望景観の変化（眺望点B：ふなばし三番瀬海浜公園 西側（着葉季））



注) ■は新工場の建屋等を示す。

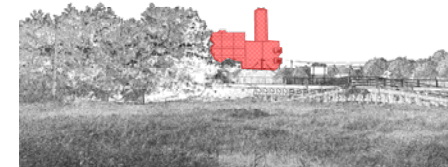


注) 供用時の写真の表現については、現時点でのイメージである。

撮影日：平成25年12月25日（水）（落葉期）

【供用時】

写7-2-9.8(2) 眺望景観の変化（眺望点B：ふなばし三番瀬海浜公園 西側（落葉季））



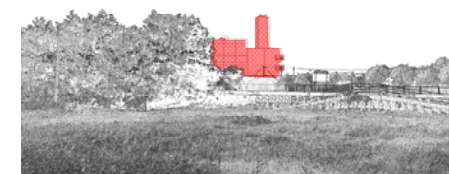


注) 供用時の写真の表現については、現時点でのイメージである。

撮影日：平成25年12月25日（水）（落葉季）

【供 用 時】

写7-2-9.13(2) 眺望景観の変化（眺望点B：ふなばし三番瀬海浜公園 西側（落葉季））



注) ■ は新工場の建屋等を示す。

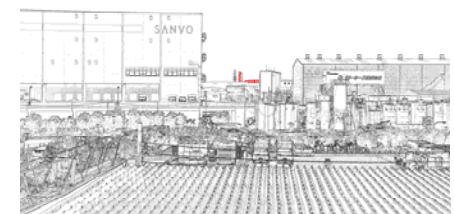


注) 供用時の写真の表現については、現時点でのイメージである。

撮影日：平成25年8月14日(水)(着業期)

【供用時】

写7-2-9.9(2) 眺望景観の変化(眺望点C：二俣新町駅)



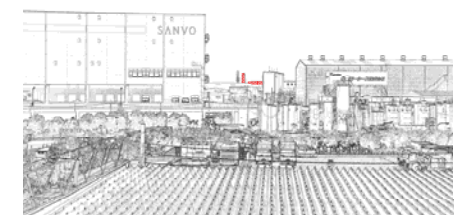


注) 供用時の写真の表現については、現時点でのイメージである。

撮影日：平成25年8月14日（水）（着葉季）

【供 用 時】

写7-2-9.14(2) 眺望景観の変化（眺望点C：二俣新町駅）



注) ■ は新工場の建屋等を示す。



注) 供用時の写真の表現については、現時点でのイメージである。

撮影日：平成25年8月14日（水）（着業期）

【供用時】

写7-2-9.10(2) 眺望景観の変化（眺望点D：日の出北公園）





注) 供用時の写真の表現については、現時点でのイメージである。

撮影日：平成25年8月14日（水）（着葉季）

【供 用 時】

写7-2-9.15(2) 眺望景観の変化（眺望点D：日の出北公園）



注) ■は新工場の建屋等を示す。

表7-2-11.4 既存工場の解体工事に伴う廃棄物

単位：t

種類		発生量	有価物	排出量	再資源化	処分量	処理等の方法	
コンクリート塊		50,000	—	50,000	50,000	0	産業廃棄物処理業者に委託処理	建設リサイクル法の特定建設資材として再資源化
アスファルト・コンクリート塊		500	—	500	500	0		安定型最終処分場に埋立処分
ガラス及び陶磁器くず		560	—	560	0	560		
廃プラスチック類		15	—	15	0	15		
金属くず		7,145	7,145	0	0	0	製鉄等原料として売却	再原料化
木くず		50	—	50	50	0	産業廃棄物処理業者に委託処理	建設リサイクル法の特定建設資材として再資源化
紙くず		50	—	50	0	50		最終処分場に埋立処分
石膏ボード		10	—	10	0	10		管理型最終処分場に埋立処分
混合廃棄物		2,610	—	2,610	0	2,610		埋立処分等
特別管理産業廃棄物	汚泥	15	—	15	0	15	特別産業廃棄物処理業者に委託処理	管理型最終処分場に埋立処分
	廃アルカリ	10	—	10	0	10		
	廃酸	15	—	15	0	15		
	燃え殻	40	—	40	0	40		
	廃油	10	—	10	0	10		
合計		61,030	7,145	53,885	50,550	3,335	—	—

表7-2-11.4 既存工場の解体工事に伴う廃棄物

単位：t

種類	発生量		有価物	排出量	再資源化	処分量	処理等の方法		
	既存工場	焼却灰再資源化施設							
コンクリート塊	47,000	3,000	—	50,000	50,000	0	産業廃棄物処理業者に委託処理	建設リサイクル法の特定建設資材として再資源化	
アスファルト・コンクリート塊	400	100	—	500	500	0		安定型最終処分場に埋立処分	
ガラス及び陶磁器くず	440	120	—	560	0	560			
廃プラスチック類	13	2	—	15	0	15			
金属くず	6,420	725	7,145	0	0	0	製鉄等原料として売却	再原料化	
木くず	45	5	—	50	50	0	産業廃棄物処理業者に委託処理	建設リサイクル法の特定建設資材として再資源化	
紙くず	45	5	—	50	0	50		焼却処理後、最終処分場に埋立処分	
石膏ボード	9	1	—	10	0	10		管理型最終処分場に埋立処分	
混合廃棄物	2,350	260	—	2,610	0	2,610		埋立処分等	
特別管理産業廃棄物	汚泥	15	0	—	15	0	15	特別産業廃棄物処理業者に委託処理	各廃棄物の性状に対応する中間処理後、管理型最終処分場に埋立処分
	廃アルカリ	10	0	—	10	0	10		
	廃酸	15	0	—	15	0	15		
	燃え殻	40	0	—	40	0	40		
	廃油	10	0	—	10	0	10		
合計	61,030		7,145	53,885	50,550	3,335	—	—	

表7-2-12.1 工事の実施による残土量の予測結果

種 別	新工場建設工事			既存工場 解体工事
	造成工事	基礎工事	合 計	
切土量 (掘削土量)	16,000m ³	<u>26,000m³</u>	<u>42,000m³</u>	7,400m ³
盛土量 (埋戻量)	11,000m ³	0m ³	11,000m ³	22,300m ³
搬出量 (残土)	5,000m ³	<u>26,000m³</u>	<u>31,000m³</u>	-14,900m ³

表7-2-12.1 工事の実施による残土量の予測結果

種 別	新工場建設工事			既存工場 解体工事
	造成工事	基礎工事	合 計	
切土量 (掘削土量)	16,000m ³	<u>19,500m³</u>	<u>35,500m³</u>	7,400m ³
盛土量 (埋戻量)	11,000m ³	0m ³	11,000m ³	22,300m ³
搬出量 (残土)	5,000m ³	<u>19,500m³</u>	<u>24,500m³</u>	-14,900m ³

注) 残土量の予測結果には、埋立廃棄物は含まれていない。

表7-2-13.3 一般廃棄物処理量に基づく活動量

項目	単位	活動量	備考
ごみ焼却等処理量	t/年	91,123	温室効果ガス排出
うち、プラスチック量	t/年	18,862	
灯油使用量	kL/年	68	
年間使用電力量	MWh/年	13,666	
年間発電電力量	MWh/年	<u>84,848</u>	温室効果ガス削減

表7-2-13.3 一般廃棄物処理量に基づく活動量

項目	単位	活動量	備考
ごみ焼却等処理量	t/年	91,123	温室効果ガス排出
うち、プラスチック量	t/年	18,862	
灯油使用量	kL/年	68	
年間使用電力量	MWh/年	13,666	
年間発電電力量	MWh/年	<u>49,160</u>	温室効果ガス削減

表7-2-13.4 温室効果ガスの排出量予測結果

項目	温室効果ガス	排出量 ^{注)}	地球温暖化係数	CO ₂ 排出量(t-CO ₂ /年)
ごみ焼却	N ₂ O	5.17	310	1,603
	CH ₄	0.09	21	2
プラスチック焼却	CO ₂	52,248	1	52,248
灯油使用	CO ₂	169	1	169
電力使用	CO ₂	5,548	1	5,548
合計	—	—	—	57,970

注) 単位は、温室効果ガスの種類に対応して t-N₂O/年、t-CH₄/年及び t-CO₂/年となる。

表7-2-13.4 温室効果ガスの排出量予測結果

項目	温室効果ガス	排出量 ^{注)}	地球温暖化係数	CO ₂ 排出量 (t-CO ₂ /年)
ごみ焼却	N ₂ O	5.17	310	1,603
	CH ₄	0.09	21	2
プラスチック焼却	CO ₂	52,248	1	52,248
灯油使用	CO ₂	169	1	169
電力使用	CO ₂	5,548	1	5,548
合計	—	—	—	59,570

注) 単位は、温室効果ガスの種類に対応して t-N₂O/年、t-CH₄/年及び t-CO₂/年となる。

表7-2-13.5 温室効果ガスの削減量予測結果

項目	温室効果ガス	削減量 (t-CO ₂ /年)	地球温暖化 係数	CO ₂ 削減量 (t-CO ₂ /年)
発電	CO ₂	34,448	1	34,448

表7-2-13.5 温室効果ガスの削減量予測結果

項目	温室効果ガス	削減量 (t-CO ₂ /年)	地球温暖化 係数	CO ₂ 削減量 (t-CO ₂ /年)
発電	CO ₂	19,959	1	19,959

表 9-2.1(1) 施工時における事後調査の項目及び方法等

事後調査の項目			事後調査の手法等		
環境要素	活動要素	対象項目	調査地点等	調査の手法	調査期間
大気質	建設機械の稼働	粉じん (降下ばいじん)	保全対象立地位置を 勘案して南側敷地境 界付近の1地点	重量法(ダストジャー による採取)による現 地調査	施工期間において影響が 最大となる工種の実施期 間内の1ヵ月
水質	工事の実施	濁度及び水素イ オン濃度	排水処理設備放流口	濁度計及びpH計によ る現地での調査 ^{注)}	施工期間において影響が 大きくなると想定される 時期の強降雨時
騒音	建設機械の 稼働	騒音レベル (L_{A5})	保全対象立地位置を 勘案して南側敷地境 界付近の1地点	日本工業規格「環境騒 音の表示・測定方法 (JIS Z 8731)」に準 拠した現地調査	施工期間において影響が 最大となる時期の1日間 (工事実施時間帯)
	工事用車両 の走行	騒音レベル (L_{Aeq})	現況調査を行った2 地点	日本工業規格「環境騒 音の表示・測定方法 (JIS Z 8731)」に準 拠した現地調査	工事用車両の走行台数が 最大となる時期の1日間 (工事用車両走行時間 帯)
振動	建設機械の 稼働	振動レベル (L_{10})	保全対象立地位置を 勘案して南側敷地境 界付近の1地点	日本工業規格「振動レ ベル測定方法 (JIS Z 8735)」に準拠した現 地調査	施工期間において影響が 最大となる時期の1日間 (工事実施時間帯)
	工事用車両 の走行	振動レベル (L_{10})	現況調査を行った2 地点	日本工業規格「振動レ ベル測定方法 (JIS Z 8735)」に準拠した現 地調査	工事用車両の走行台数が 最大となる時期の1日間 (工事用車両走行時間 帯)

注) 工事の実施前に濁度と浮遊物質量との相関を実験により把握のうえ調査する。

表 9-2.1(1) 施工時における事後調査の項目及び方法等

事後調査の項目			事後調査の手法等		
環境要素	活動要素	対象項目	調査地点等	調査の手法	調査期間
大気質	建設機械の稼働	粉じん (降下ばいじん)	保全対象立地位置を 勘案して南側敷地境 界付近の1地点	重量法(ダストジャーによる採取)による現地調査	施工期間において影響が最大となる工種の実施期間内の1ヵ月
水質	工事の実施	工事中の海域への放流排水に係る計画目標値設定項目(2-37頁参照)	排水処理設備放流口	「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」第三条の規定に基づき定める水質検査の方法による現地調査	1回/3ヵ月(掘削工事期間及び工事完了後2年間)
		濁度及び水素イオン濃度	排水処理設備放流口	濁度計及びpH計による現地での調査 ^{注)}	施工期間において影響が大きくなると想定される時期の強降雨時
騒音	建設機械の稼働	騒音レベル(L _{A5})	保全対象立地位置を勘案して南側敷地境界付近の1地点	日本工業規格「環境騒音の表示・測定方法(JIS Z 8731)」に準拠した現地調査	施工期間において影響が最大となる時期の1日間(工事实施時間帯)
	工事用車両の走行	騒音レベル(L _{Aeq})	現況調査を行った2地点	日本工業規格「環境騒音の表示・測定方法(JIS Z 8731)」に準拠した現地調査	工事用車両の走行台数が最大となる時期の1日間(工事用車両走行時間帯)
振動	建設機械の稼働	振動レベル(L ₁₀)	保全対象立地位置を勘案して南側敷地境界付近の1地点	日本工業規格「振動レベル測定方法(JIS Z 8735)」に準拠した現地調査	施工期間において影響が最大となる時期の1日間(工事实施時間帯)
	工事用車両の走行	振動レベル(L ₁₀)	現況調査を行った2地点	日本工業規格「振動レベル測定方法(JIS Z 8735)」に準拠した現地調査	工事用車両の走行台数が最大となる時期の1日間(工事用車両走行時間帯)

注) 工事の実施前に濁度と浮遊物質量との相関を実験により把握のうえ調査する。

表 9-2.1(2) 施工時における事後調査の項目及び方法等

事後調査の項目			事後調査の手法等		
環境要素	活動要素	対象項目	調査地点等	調査の手法	調査期間
土 壌 (地下水質)	工事の実施	環境基準項目 (健康項目)	現況調査を行った 観測井 4 地点	「地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年環境庁告示第10号)」に定める方法	1回/6ヵ月 (工事期間全体)
		鉛、砒素、 ダイオキシン類		「地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年環境庁告示第10号)」及び「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について(平成11年環境庁告示第68号)」に定める方法	1回/3ヵ月 (掘削工事期間のみ)
		水素イオン濃度 (pH)		日本工業規格「工場排水試験方法(JIS K 0102)」及び「工業用水試験方法(JIS K 0101)」に準拠した方法	1回/月 (工事期間全体)
		電気伝導度 (EC)		日本工業規格「電気伝導率測定方法(JIS K 0130)」に準拠した方法	
		塩化物イオン (Cl ⁻)		日本工業規格「工場排水試験方法(JIS K 0102)」及び「工業用水試験方法(JIS K 0101)」に準拠した方法	
浮遊物質量 (SS)	「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)に準拠した方法				

表 9-2.1(2) 施工時における事後調査の項目及び方法等

事後調査の項目			事後調査の手法等		
環境要素	活動要素	対象項目	調査地点等	調査の手法	調査期間
土 壌 (地下水質)	工事の実施	環境基準項目 (健康項目)	現況調査を行った 観測井 4 地点の第 一帯水層及び第二 帯水層 (図9-2.1.2参照)	「地下水の水質汚濁に係る環 境基準について(平成9年環境 庁告示第10号)」に定める方法	1回/6ヵ月(工事期 間全体及び工事完了 後2年間)
		鉛、砒素、 ダイオキシン類		「地下水の水質汚濁に係る環 境基準について(平成9年環境 庁告示第10号)」及び「ダイオ キシン類による大気汚染、 水質の汚濁(水底の底質の汚 染を含む。)及び土壌の汚染に 係る環境基準について(平成 11年環境庁告示第68号)」に 定める方法	1回/3ヵ月(掘削工 事期間及び工事完了 後2年間)
		水素イオン濃度 (pH)		日本工業規格「工場排水試験 方法(JIS K 0102)」及び「工 業用水試験方法(JIS K 0101)」 に準拠した方法	1回/月(工事期間全 体及び工事完了後2 年間)
		電気伝導度 (EC)		日本工業規格「電気伝導率測 定方法(JIS K 0130)」に準拠 した方法	
		塩化物イオン (Cl ⁻)		日本工業規格「工場排水試験 方法(JIS K 0102)」及び「工 業用水試験方法(JIS K 0101)」 に準拠した方法	
		浮遊物質量 (SS)		「水質汚濁に係る環境基準に ついて」(昭和46年環境庁告示 第59号)に準拠した方法	

表 9-2.2 供用時における事後調査の項目及び方法等

事後調査の項目			事後調査の手法等		
環境要素	活動要素	対象項目	調査地点等	調査の手法	調査期間
大気質	施設の稼働	二酸化硫黄 窒素酸化物 浮遊粒子状物質 ダイオキシン類	現況把握を行った一般環境大気測定局(船橋印内、船橋若松、船橋南本町、市川二俣、市川行徳駅前、習志野谷津)	一般環境大気測定局のデータ収集による文献その他資料調査	事業活動が定常となった時期から1年間
騒音	施設の稼働	騒音レベル (最大稼働時の定常騒音)	対象事業実施区域を取り囲む敷地境界付近の4地点	日本工業規格「環境騒音の表示・測定方法(JIS Z 8731)」に準拠した現地調査	事業活動が定常となった時期の1日間(24時間)
振動	施設の稼働	振動レベル (最大稼働時の定常振動)	対象事業実施区域を取り囲む敷地境界付近の4地点	日本工業規格「振動レベル測定方法(JIS Z 8735)」に準拠した現地調査	事業活動が定常となった時期の1日間(24時間)
悪臭	施設の稼働	特定悪臭物質(22物質)	風下側敷地境界1地点	「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和47年環境庁告示第9号)に準拠した現地調査	事業活動が定常となった時期の夏季に1回
		臭気濃度	特定悪臭物質の調査地点と同一地点	三点比較式臭袋法による現地調査	事業活動が定常となった時期の夏季に1回

表 9-2.2 供用時における事後調査の項目及び方法等

事後調査の項目			事後調査の手法等		
環境要素	活動要素	対象項目	調査地点等	調査の手法	調査期間
大気質	施設の稼働	二酸化硫黄 窒素酸化物 浮遊粒子状物質 ダイオキシン類	現況把握を行った一般環境大気測定局(船橋印内、船橋若松、船橋南本町、市川二俣、市川行徳駅前、習志野谷津)	一般環境大気測定局のデータ収集による文献その他資料調査	事業活動が定常となった時期から1年間
騒音 ^注	施設の稼働	騒音レベル (最大稼働時の定常騒音)	対象事業実施区域を取り囲む敷地境界付近の4地点	日本工業規格「環境騒音の表示・測定方法(JIS Z 8731)」に準拠した現地調査	事業活動が定常となった時期の1日間(24時間)
振動 ^注	施設の稼働	振動レベル (最大稼働時の定常振動)	対象事業実施区域を取り囲む敷地境界付近の4地点	日本工業規格「振動レベル測定方法(JIS Z 8735)」に準拠した現地調査	事業活動が定常となった時期の1日間(24時間)
悪臭	施設の稼働	特定悪臭物質(22物質)	風下側敷地境界1地点	「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和47年環境庁告示第9号)に準拠した現地調査	事業活動が定常となった時期の夏季に1回
		臭気濃度	特定悪臭物質の調査地点と同一地点	三点比較式臭袋法による現地調査	事業活動が定常となった時期の夏季に1回

注) 騒音及び振動については、暗騒音が大きく計画目標値との対比が難しい場合には、測定結果の解析等に基づき評価を行う。